

報告第 4 号

東広島市立美術館の博物館登録について

1 概 要

「東広島市立美術館」が、博物館登録されることが決定された。

- (1) 申請時期 令和 4 年 10 月 31 日
- (2) 決定者 広島県教育委員会
- (3) 登録決定 令和 5 年 1 月 1 3 日 広島県教育委員会議決

2 博物館登録された施設

設置者の名称及び住所	東広島市 東広島市西条栄町 8 番 29 号
博物館の名称	東広島市立美術館
博物館の所在地	東広島市西条栄町 9 番 1 号
登録番号	第 33 号

3 博物館登録について

- (1) 美術館の定義 美術館は、博物館法に定める博物館である。
- (2) 博物館の種類 次の 3 種類がある。

	①登録博物館	②博物館相当施設	③博物館類似施設
目的	歴史・芸術等に関する資料を収集、保管、展示、調査研究する施設	登録博物館の事業に類する事業を行う施設	登録博物館と同種の事業を行う施設
認証	登録	指定	—
設置主体	地方公共団体 社団・財団法人 宗教法人 等	国、独立行政法人 民間(営利)	—
年間開館日	年間 1 5 0 日以上	年間 1 0 0 日以上	—
学芸員	必須	学芸員に相当する職員必須	—
国内設置数	約 9 0 0 施設	約 4 0 0 施設	約 4, 5 0 0 施設
メリット	税制優遇措置 (公立博物館はもと もと非課税)		

(3) 博物館の制度改正

① 令和５年４月１日に改正博物館法が施行される

② 改正概要

	現行法	改正後
A 博物館事業	社会教育施設 ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究	文化芸術基本法の精神に基づくことを追加 他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化
B 登録博物館設置者	地方公共団体 社団・財団法人 宗教法人等	国・国独立行政法人以外の者 (営利施設、学校法人、社会福祉法人などが対象となる)

4 東広島市立美術館が博物館登録をする理由

(1) 館の信頼度の向上

開館３年目を迎え、美術館同士の収蔵品の相互活用を行うに際し、他館の収蔵品を借り受ける許可を得やすくなる

(2) 改正博物館法による目的の変化

①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究を行う社会教育目的から、文化芸術基本法に基づく文化観光など地域の活力の向上を担う目的が追加されたことにより、博物館登録による地域づくりを進める。

また、登録を促すメリットやインセンティブの創設が見込まれる。

(3) 博物館登録を申請した理由

上記、財政支援や、他館との連携を推進するため。

5 現行法での博物館登録後の手続き

○既に登録されている博物館は施行から５年間は登録博物館とみなす。